

「特定金属くず買受業」を営む方へ

～ 特定金属くず買受業がやらなくてはいけないこと ～



静岡県警察本部
生活安全部
生活保安課

(盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律及び同施行規則 抜粋)

1 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（金属盗対策法）とは？（第1条）
特定金属製物品が盗難被害を受け、処分されるのを防止するため、買受け相手の確認を義務付けるとともに指定金属切断工具の隠匿携帯を禁止することにより、特定金属製物品の盗難を防止することを目的とするもの

2 定義（第2条）

- 特定金属製物品 ～ 主として特定金属で構成されたもの
- 特定金属 ～ 政令で定められた金属 ※ 現在は「銅」のみ
- 特定金属くず ～ 特定金属で構成されている金属くず

3 遵守事項（主なもの）

① 届出（第3条）

◆ 開始届

営業所ごとに営業所の所在地を管轄する警察署に届出しなければならない
届出をしていない者は、特定金属くずの買受けをしてはいけない



< 届出を要する事項 >

- A 氏名・名称、住所
- B 営業所の名称、所在地、電話番号、電子メールなど連絡先
- C 保管場所の所在地

< 届出期限 >

営業を開始する前日
まで

< 届出先 >

営業所の所在地を
管轄する警察署

但し、**すでに特定金属くずの買受業を営んでいる場合は、施行の日から3か月以内に届出**

県内に複数営業所の届出をする場合は、営業所を管轄する警察署のいずれか一つに提出可能

◆ 変更届

届出した内容に変更があったときは、変更の日から14日以内
(登記にかかる内容は20日以内)に届出すること ※ 営業所の移転を除く

◆ 廃止届

届出した者が特定金属くず買受業を廃止したときは、14日以内に廃止の届出をすること



② 氏名の表示（第5条）

営業所ごとに見やすい場所に、氏名・名称、公安委員会名、届出番号を表示しなければならない
※ 決められた様式はない。表示する文字は、明瞭に判読できる大きさと書体
ウェブサイトを有する場合も表示しなければならない（常時使用する従業員が5人以下は不要）

③ 名義貸しの禁止（第6条）

自己の名義で他人に特定金属買受業を営ませてはいけない

④ 本人確認（第7条）

特定金属くずの買受をするときは、相手方の確認をしなければならない
但し、過去に買受した際、代金の支払いを口座等への振込みで行うなどの場合、省略できる



⑤ 本人記録と取引記録の作成・保存（第8条、第9条）

特定金属くずの買受消した際の本人確認や取引は、記録しなければならない
記録は取引した日から3年間保存する

法律施行（R8.6.1）から記録を要する ※ 詳細は、施行規則を確認すること。

⑥ 警察官への申告（第10条）

盗難に由来する特定金属製物品又は特定金属くずを発見した場合は、
直ちに警察官に申告する

